

平成29年度 狭山市教育行政の取組と重点

本教育行政の取組みと重点は、第2次狭山市教育振興基本計画（平成28年度～32年度）に定めた施策について、平成28年度に取り組む内容と重点を示したものです。

※ ◎印に網かけが重点的に取り組む項目です。

I 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

1 確かな学力の育成

(1) ◎学力向上を目指した教育の展開

[教育指導課・教育センター]

・児童生徒に基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用する力として思考力、判断力、表現力等を育む授業を推進します。また、現行の学習指導要領改定を踏まえ、ICTを効果的に活用したり、アクティブラーニングを授業に取り入れたりするなどして指導方法の工夫改善を進め、効果的で分かる授業を展開します。

◇学校指導訪問の実施（小学校7校・中学校4校）

◇学力向上ストラテジープランによるマネジメントサイクルの推進（全小・中学校）

◇教員向け指導リーフレット「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」の活用

◇学力向上研究委員会による基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣育成のための学習課題の作成（狭山市共通の家庭学習ワークシート）

(2) 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実

[教育指導課・教育センター]

・「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県学力・学習状況調査」などの分析結果から、各学校の課題を明確にし、実態に合わせた取り組みを推進します。

◇国や県が行う学習状況調査結果の分析と課題把握及び解決方策立案のための研修会の実施

(3) 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実

[教育指導課]

・一人ひとりの児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、「わかる喜び」、「学ぶ楽しさ」を実感できるよう、個に応じた効果的な指導の充実を図ります。

・非常勤講師を配置して、各学校の課題に応じたきめ細かな教育指導の充実に取り組みます。

◇わくわく支援員（全小学校）、アシスタントティーチャー（全中学校）配置

◇派遣非常勤講師

(4) 各種調査研究活動の成果を活かした学習指導の充実

[教育指導課・教育センター]

・各種研究委員会（4委員会委嘱）や研究委嘱校（幼稚園1園、小学校3校発表）が取り組んだ成果を授業に活かすことにより、学習指導を充実します。

・各種研究委員会や研究委嘱校の研究成果を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。

・研究の成果とともに学習教材や学習指導案などの情報を教育情報ネットワークで共有し、教職員がこれを効果的に活用して指導を充実します。

・ユニバーサルデザインの視点に立った学習指導を推進し、誰にでも、より分かりやすい授業を目指します。

(5) ◎中学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施

[教育指導課・教育センター]

- ・学校の学習指導を補完するとともに、家庭学習の励行を促すため、学校の授業以外で生徒が学習する機会を設け、学習活動を支援することにより、確かな学力の定着を図ります。
◇市内8中学校区ごとに指定された会場で、土曜又は日曜に実施
◇夏季、冬季休業中には、集中講義を実施

(6) 家庭学習の励行の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・学校における学習指導や中学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）への参加などにより、家庭学習に取り組む児童生徒の人数を増やします。
- ・学力向上研究委員会で作成した狭山市共通の家庭学習ワークシートを活用して、家庭学習の定着に取り組みます。

2 時代の変化に対応した教育の推進

(1) コミュニケーション能力の育成

[教育指導課]

- ・国語科の授業を中心に、学校の教育活動全体のなかで言語能力の育成に取り組みます。社会性や道徳性を養い、集団生活のなかで望ましい人間関係を築くことができるようコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

(2) ◎キャリア教育の推進

[教育指導課]

- ・授業や体験活動をとおして、「働くこと」への関心や意欲を育成するなど、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ・進路・キャリア教育担当教員や特別活動担当教員を対象に、進路・キャリア教育に関する研修会を計画的に開催します。

(3) 情報教育の推進

[教育センター]

- ・情報化の進展に対応して、ICTに関する知識や活用能力を高めることができるよう授業改善に取り組みます。
- ・情報社会のルールやセキュリティ等についての情報モラルの指導を充実します。

(4) 環境教育の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・市内の全児童生徒が学校給食の牛乳パックをリサイクルします。
- ・地球温暖化防止カードを用いた環境教育に取り組みます。

(5) 国際理解教育の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・小学校の英語活動及び中学校の英語教育を推進するなかで、外国の文化に対する理解を深め、自国の文化と同様に外国の文化を尊重する態度を育成する教育を推進します。

(6) 帰国・外国人児童生徒への支援の充実

[教育指導課・教育センター]

- ・日本語指導員を学校に派遣し、外国人児童生徒の学習を支援します。
- ・日本語指導や学校生活の相談活動などをとおして、帰国児童生徒や外国人児童生徒に対する支援を充実します。

(7) ◎外国語教育の充実

[教育センター]

- ・外国語教育の早期化について、国語教育とのバランスを考慮しつつ、これを推進し、英語を通じて、児童生徒の、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、自らのことやわが国と郷土について、英語で積極的に発信できる能力の素地を養います。
- ・小・中学校英語教育推進モデル地区事業を継続し、小学校の英語活動から中学校の英語教育への、円滑な接続を図ります。
 - ◇語学指導助手（以下、ALT）の各中学校への配置
 - ◇小学校専任ALTの設定
 - ◇ALTの小学校への派遣
 - ◇ALTの幼稚園への派遣
 - ◇英語活動支援員の各小学校への配置
 - ◇児童生徒が英語を積極的に活用できる場の設定として、小・中学生英語サマーキャンプ、英語フェスティバル、英語体験教室の実施

(8) 伝統文化教育の推進

[教育指導課・社会教育課・公民館・博物館]

- ・児童生徒がわが国と郷土の伝統文化に接することのできる機会を拡充することにより、児童生徒の伝統文化に対する理解を深めるとともに、わが国と郷土を愛する心を育む教育を推進します。
 - ◇小学校社会科副読本「さやま」を活用した郷土学習の充実
 - ◇総合的な学習の時間を活用した狭山市の伝統文化に触れる学習の充実
 - ◇茶業協会の日本茶インストラクターを活用した小学校5年生家庭科でのお茶の入れ方指導の実施
 - ◇全小・中学校で児童生徒を対象にした「日本茶体験」の実施
 - ◇「入間川七夕まつり」の短冊作り、飾り付け（全小・中学校）

3 幼児教育の推進

(1) 幼児教育の推進

[教育指導課]

- ・幼稚園教育要領に基づき、健康【心身の健康】、人間関係【人とかかわる力】、環境【環境への探求心】、言葉【言葉で表現する力】、表現【豊かな創造性】について指導・支援し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ・幼児教育に関する各種研究活動の成果を活かして、指導の充実を図ります。
- ・狭山市幼保小連携協議会の充実を図り、幼稚園・保育所(園)・小学校による幼児と児童の交流や教職員の相互交流や埼玉県作成の「接続期プログラム」を活用する取組をとおして、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。
 - ◇子育ての目安「3つのめばえ」、「接続期プログラム」の積極的な活用

(2) 預かり保育の推進 [学務課]

- ・入間川幼稚園と水富幼稚園において、預かり保育を継続し、保護者の子育てを支援します。

(3) 教職員の資質の向上 [教育指導課]

- ・幼稚園教員を対象とした研修会を実施し、幼児一人ひとりに対応した指導・支援の方法の工夫・改善を図ります。
- ・幼稚園教育に関する幼児への支援法や環境づくり等についての研究を委嘱し、各園の実態に合った研究をとおして、教職員の資質の向上を図ります。

(4) ◎家庭と連携した教育の推進 [教育指導課・学務課]

- ・預かり保育についての情報提供と利便性を高める工夫を図り、保護者の子育てを支援します。
- ・保育参加や保育参観等の行事、園だより等の情報発信をとおして、子育てに関する啓発や相談活動を実施し、信頼関係に根ざした幼稚園教育を推進します。

4 特別支援教育の推進

(1) 就学（園）支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・関係機関との連携のもとに、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対する就学支援を充実します。
- ・学識経験者や医師、教員、行政を構成メンバーにした就学支援委員会を活性化します。
 - ◇狭山市就学支援委員会、校内就学支援体制の充実
 - ◇就学支援が必要な学校への就学相談の実施

(2) ◎インクルーシブ教育の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・障害のある幼児や児童生徒が、その実態や保護者の願いに基づいた教育を受けることができるよう、個別の指導計画などを作成し、卒業までの長期的な視点に立って適切な指導を推進します。
 - ◇障害のある幼児児童生徒への合理的配慮の提供
 - ◇個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の実施
 - ◇専門家巡回支援の実施

(3) 幼稚園における支援の充実 [学務課]

- ・市立幼稚園では、障害のある園児の受入れに伴い、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を充実させるため、特別支援教員の配置と関係機関による巡回支援を行います。

(4) 小・中学校における支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・障害のある児童生徒に対して、介助員の配置、専門家による巡回などをとおして、支援体制を充実させます。

II 豊かな心の育成と健康・体力の増進

1 豊かな心の育成

(1) 規律ある態度の育成

[教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせ、規範意識を大切にし、社会生活の中で規律を守って行動できる態度を育成します。

◇「道徳の時間」を要とした学校教育全体で行う道徳教育の実施

◇管理職の「道徳の時間」の授業への参画の推進

◇狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”を活用した授業の実践

(2) ◎道徳教育の充実

[教育指導課・教育センター]

- ・道徳の時間を中心に、教育活動全体をとおして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

◇道徳の副読本の全児童生徒へ配付及び効果的な活用

◇小学校で、平成30年4月から、中学校で平成31年4月から先行する「特別の教科道徳」の研究の推進

- ・道徳教育の保護者や地域へのアピールと家庭教育への波及を図ります。

- ・道徳の教科化に向けての指導方法、評価方法の研究・研修の推進を図ります。

◇一斉道徳授業（公開）の全校実施

◇各学校の実情に応じた道徳教育の重点目標の設定

◇「道徳教育Q&A」を活用した授業の実践

(3) 読書活動の推進

[教育指導課・教育センター・図書館]

- ・学校図書館司書と連携した活動をとおして学校図書館を充実するとともに、「狭山市子ども読書活動推進計画」をさらに推進します。

- ・中学校の図書館システムの電子化を進め、読書活動を推進します。

◇図書館専用パソコン及びバーコードリーダーセットの導入

- ・学校図書館を充実するとともに、朝読書の取り組みや「さやまの100冊（子どものときに読みたい本100冊）」の活用をとおして、読書活動の充実を図ります。

◇「さやまの100冊」についての読書状況調査と利用の推進活動

- ・子ども読書活動推進計画をもとに、図書資料の充実や児童生徒に薦めたい本に関する情報提供などをとおして、児童生徒の読書活動の充実を図ります。

◇小・中学校への学校図書館司書の配置

- ・第2次子ども読書活動推進計画（平成30年度から平成34年度）を策定します。

(4) 体験活動の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・「埼玉の子ども70万人体験活動」事業と連携して、体験活動（自然体験、職場体験、社会奉仕体験など）を推進します。

◇全小・中学校で「学校アダプトプログラム」の実施

◇全小・中学校で「みどりの学校ファーム」の取り組み

◇全中学校で3日間の「職場体験活動」を実施

(5) 人権教育の充実

[教育指導課]

- ・学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の人権を尊重する意識を高めます。また、教職員の指導力向上を図るために、狭山市人権教育推進協議会と連携した研修会や狭山市教育センターと富士見集会所と共催の研修会等を開催します。
- ◇埼玉県作成の「人権感覚育成プログラム」を活用した授業の実践

2 生徒指導の充実

(1) 相談・指導の体制の充実

[教育センター]

- ・教職員が相互に連携して、個々の児童生徒の状況を把握し、必要により相談や指導を適切に行うなど、教職員による相談・指導を充実します。
- ・生徒や保護者からの相談に応じて必要な指導を行うため、各中学校に配置しているさやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員及びスクールカウンセラーによる相談・指導の体制を充実します。
- ・学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、さやまっ子相談員やスクールソーシャルワーカー及び関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見に努めます。
- ・児童生徒、保護者及び教職員などからの専門的な相談に応じて、必要な指導を行うため、教育センターに配置している教育相談員等による相談・指導を充実します。
- ◇「さやまっ子相談員」「さやまっ子相談支援員」「教育センター教育相談員」による相談・指導
- ◇スクールカウンセラーの中学校への派遣（必要に応じ、小学校へ派遣）
- ◇スクールソーシャルワーカー、さやまっ子スクールソーシャルワーカー、教育センター教育相談員等の連携強化による相談・指導の充実

(2) ◎いじめの防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・「狭山市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ問題審議・調査委員会」、の審議等を踏まえて、関係諸機関と連携して、いじめ防止を推進していきます。
- ・全小中学校でその実情に応じて定めた、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織の活性化を図ります。
- ・児童生徒に対する人権尊重意識の啓発をとおして、いじめの発生の防止に取り組みます。
- ・各中学校に配置する「さやまっ子相談員」「さやまっ子相談支援員」や教育センターに配置する「さやまっ子スクールソーシャルワーカー」による相談・指導の体制を充実します。
- ・県から派遣されるスクールソーシャルワーカーを小・中学校に、スクールカウンセラーを中学校に派遣して、専門的な見地から相談活動の充実を図ります。
- ・インターネット上のいじめの防止に向けて、児童生徒や保護者に対してスマートフォンやパソコン等、通信機器の持つ危険性や適正使用についての啓発を行います。
- ・教職員間の連携や校内の相談員との連携、さらには学校と教育センターの教育相談員等との連携を密にして、いじめの兆候を早期に察知し、生徒指導委員会を中心に迅速に組織的な対応を図ります。

- ・万一いじめの発生が確認された場合には、保護者と連携して、関係する児童生徒に対して適切に指導を行うことにより、問題の解決を図ります。

(3) ◎不登校の防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・教職員やさやまっ子相談員等による校内の相談体制と教育センターの教育相談員による相談体制及び関係諸機関との連携を充実させて、不登校の児童生徒の発生防止に取り組みます。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教職員やさやまっ子相談員等により定期的に家庭訪問を行い、学校復帰に向けての相談を行います。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教育センターにおいて学校復帰に向けての相談を行うとともに、適応指導教室における学校復帰に向けての指導を充実します。
- ・児童虐待の早期発見のために、埠頭この児童生徒に対しても、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、さやまっ子相談員や関係機関等と連携し、定期的に家庭訪問を行い、児童虐待の早期発見に努めます。

(4) 非行・問題行動の防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・非行・問題行動の発生の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して、「非行防止教室」「情報モラル教室」の実施などの啓発活動に取り組みます。
- ・学校の長期休業期間に、保護者、地域、関係機関などと連携して、防犯パトロールを行い、非行・問題行動の発生の防止、被害防止に取り組みます。
- ・非行・問題行動を引き起こすおそれのある児童生徒に対して、関係機関と連携して、必要な指導を行い、非行・問題行動の発生の防止に取り組みます。
- ・教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、小・中学校と連携して、非行・問題行動に対する相談・指導体制の充実を図ります。

(5) 有害環境の排除対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒を取り巻く社会環境の浄化に向けて、関係機関が連携して啓発や指導などに取り組み、児童生徒の非行や犯罪の防止に取り組みます。
- ・インターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、関係機関と連携して、インターネットの適正使用やフィルタリング機能の設定などについて、児童生徒や保護者に対して啓発します。
 - ◇児童生徒及び保護者を対象とした「情報モラル教室」の開催
 - ◇教職員向けの情報モラル教育指導資料の活用の推進
 - ◇市PTA連合会と連携した通信端末使用上のルール周知の徹底

3 体力と健康の増進

(1) ◎基礎体力の向上

[教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒が運動の基本的な知識や技能を確実に身に付けることができ、運動に楽しく取り組むことのできる授業を推進し、児童生徒の基礎体力の向上を図ります。
- ・体力向上研究委員会が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で活かします。(学校体育の充実より一部移動)

(2) 体力テスト結果の分析と体育指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・「新体力テスト」の分析結果から、各小・中学校の体力向上推進委員会を機能させ、各校の課題を明確にして、重点化した体育指導に継続的に取り組みます。

◇「体力向上ストラテジープラン」によるマネジメントサイクルの推進（全小・中学校）

(3) 学校体育の充実 [教育指導課]

- ・体育の授業を充実させ、生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育成します。
- ・小学校・中学校体育連盟が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で活かします。

◇埼玉県作成の「すくすくプログラム」、「彩の国体づくりチャレンジプログラム」を活用した授業の実践

◇1単位時間の授業内に体力アップ、スキルアップトレーニングの導入（全小・中学校）

◇相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする態度や健康、安全を確保することができるような武道指導の実践（全中学校）

◇運動技能の系統性を明確にし、児童・生徒に身に付けさせたい具体的な内容を明確に示し、確実な指導と評価を行う授業の実践（指導と評価の一体化）

◇水泳実技・体育実技伝達講習会の実施

(4) ◎部活動の充実 [教育指導課・教育総務課]

- ・運動部の顧問を務める教員を確保するとともに、狭山市体育協会などの関係団体と連携しながら、外部の指導者を確保して、生徒の競技能力及び体力の向上を図ります。
- ・児童生徒の体育活動や文化活動の振興を図るため、大会や行事などの校外活動の参加に必要な経費に対して助成を行います。
- ・部活動指導については、勝敗のみに拘泥することがないように、適正な指導の徹底を図ります。

(5) 学校保健の充実 [教育指導課・教育センター・学務課]

- ・各学校において、学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導を充実させて、児童生徒に基本的な生活習慣や健康に対する自己管理能力を定着させます。
- ・幼稚園・小・中学校における園児・児童生徒及び教職員の心身の健康保持のため、健康診断等の充実を図ります。

(6) 安全教育の推進と防災意識の高揚 [教育指導課]

- ・交通安全教室等の指導を通じて、交通ルールを遵守し、日頃から交通安全を自ら実践できる児童生徒を育てます。
- ・避難訓練等を実施し、自分の身を自分で守る児童生徒を育成するとともに、防災意識を高めます。
- ・防災マップを活用した防災教育に取り組みます。

(7) 食育の推進

[教育指導課・学校給食センター]

- ・栄養教諭や学校栄養職員等を活用して、児童生徒の喫食状況を把握するとともに、「食」についての指導を効果的に実施します。
- ・教職員や学校給食センター職員を対象に食育に関する研修会を計画的に開催します。
- ・栄養教諭や学校栄養職員等が、給食時に学校を訪問し、児童の喫食状況の確認と栄養指導を行います。
- ・家族とのふれあいをとおした食育を推進するため、小・中学校の「親子の絆・お弁当の日」を実施します。

(8) 安全・安心な学校給食の充実

[学校給食センター]

- ・給食内容を充実するための各種検討を行います。
- ・学校給食センターの事業に対する保護者等の理解を深めるために、各学校給食センターにおいて試食見学会等を開催します。
- ・地産地消の趣旨に沿って、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- ・主食・主菜・副菜の栄養バランスが良く、安全・安心でおいしい給食の提供に取り組むとともに、その献立やレシピの情報提供を行います。
- ・食物アレルギーがある児童生徒へのアレルギー対応食の充実を図ります。

Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実

1 教職員の資質の向上

(1) 研修の計画的な実施

[教育センター]

- ・教職員の資質や能力の向上を図るため、研修を計画的に実施します。
- ・研修内容を精選し、教育を取り巻く今日的課題に対応できるよう教員の指導力向上を図ります。

(2) 人事評価システムの充実

[教育指導課・教育センター]

- ・学校目標の具現化を図るため、個々の教職員がそれぞれの目標に取り組むことを通して、教職員が一体となって、学校全体がチームとして教育力を高めていくことができるよう、教職員の人事評価制度を活用します。

(3) 指導力向上のための支援ツールの活用

[教育指導課・教育センター]

- ・各種研究委員会で作成した「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」「道徳教育Q&A」等の活用を図り、教職員の授業力の向上を図ります。
- ・教員の授業力が向上するよう、指導主事や管理職が「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」を活用した授業の指導をします。

(4) 各種調査研究活動の充実

[教育センター]

- ・教育の今日的課題に的確に対応して、教育活動の改善や向上に取り組むため、各種の調査研究活動を実施します。
- ・授業研究会の開催、研究成果の発表、研究紀要の作成などとおして、調査研究活動の成

果を教職員に広く波及させ、指導力の向上に取り組みます。

(5) 教職員の情報活用能力などの向上 [教育センター]

- ・ICTの活用や情報セキュリティなどに関する研修会を開催し、教職員のICTの活用や指導に関する能力とモラルの向上に取り組みます。

(6) 教職員のメンタルヘルスの維持・管理 [教育指導課・教育センター]

- ・教職員の在校時間調査及びストレスチェックをとおして、職員の実態を掌握するとともに、ワークライフバランスの実現に向け、メンタルヘルスに関する研修会を実施し、教職員の健康の維持・管理と病気の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。

2 一貫教育の推進

(1) ◎小・中学校9年間を一貫した教育の推進 [教育指導課]

- ・各中学校区の小・中学校が一体となって義務教育9年間を見通す中で、相互理解を深め、保護者や地域と連携し、子供たちの学力向上や学校生活の適応を図り、豊かな人間性や社会性を育てる教育を推進します。

◇小・中一貫教育推進事業地区（8地区）の研究推進事業

◇小・中一貫教育モデル地区（4地区）の2年間の研究推進事業

(2) ◎幼稚園・保育所（園）・小学校の連携の推進 [教育指導課]

- ・狭山市幼保小連携協議会の充実を図り、幼稚園・保育所（園）・小学校による幼児と児童の交流や教職員の相互交流や埼玉県作成の「接続期プログラム」を活用する取組をとおして、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

◇子育ての目安「3つのめばえ」、「接続期プログラム」の積極的な活用

3 就学（園）にかかる経済的支援の推進

(1) 幼稚園への就園支援の推進 [学務課]

- ・幼児期の教育が等しく受けられるよう、市立幼稚園に通う園児の保護者の負担を軽減するため、世帯の所得の状況に応じて、授業料を減免します。

(2) 小・中学校への就学支援の推進 [学務課]

- ・経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、世帯の所得の状況に応じて経済的援助を行います。

(3) 高等学校・大学などの修学支援の推進 [学務課]

- ・本人に意欲と能力があるにも関わらず経済的な理由により、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学または大学への修学が困難な者に対して、奨学金を貸与します。

4 学校施設の充実

(1) ◎学校の空調設備の改修の推進 [教育総務課]

- ・快適な学習環境を確保するため、中学校及び小学校校舎の空調設備の改修を進めます。

◇中学校校舎2校（堀兼・山王中）の空調設備改修工事の実施

◇小学校校舎1校（柏原小）の空調設備改修設計の実施

(2) ◎学校施設の長寿命化改修等の推進 [教育総務課]

- ・安全で快適に建物を長期間使用するため、幼稚園、小・中学校の改修を実施します。
- ◇建物の長寿命化に向け、小・中学校改修計画のための基礎調査を実施します。
- ◇小・中学校のトイレの洋式化を進める工事を実施します。

(3) 学校ICT環境の充実 [教育センター]

- ・学校情報ネットワークのより一層の向上に向けて、校務支援システムの活用やネットワーク内セキュリティを強化します。
- ・ICTを活用しての授業の改善に向けて、デジタル教科書を活用した授業の実践力の向上に取り組みます。

5 学校の規模と配置の適正化の推進

(1) ◎小学校の統廃合の推進 [教育総務課]

- ・小学校の統廃合については、「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」の見直しを進め、その後、検討を進めます。

(2) ◎中学校の通学区域の見直しの検討 [教育総務課]

- ・「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」の見直しを踏まえ、中学校の生徒数の不均衡を解消するため、通学区域の見直しについて検討を進めます。

IV 家庭や地域との絆づくりの推進

1 家庭や地域との連携

(1) 地域に開かれた学校づくりの推進 [教育指導課]

- ・学校評議員制度や学校関係者評価などをとおして、保護者や地域の意見などを学校運営に反映させていきます。
- ・「地域とともにある学校づくり」をより推進するために学校運営協議会（コミュニティスクール）を研究します。

(2) 学校評価システムの充実 [教育指導課]

- ・教育内容の充実や円滑な学校経営などに取り組むため、全ての幼稚園、小・中学校において学校の自己評価を実施します。
- ・評価の公平性や客観性を確保するため、保護者や地域住民などの学校関係者による評価を全ての幼稚園、小・中学校で実施し、学校の自己評価と合わせて公表します。

(3) ◎児童生徒と向きあう環境づくりの推進 [教育指導課・教育センター]

- ・業務の効率化に向けた取り組みを進め、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向きあう時間を確保します。
- ・毎月第2土曜日（4月と8月を除く）及び開校記念日を授業日とすることで、平日における児童生徒の指導に関わる時間を確保します。

(4) ◎児童の放課後の居場所づくりの充実

[学務課・教育指導課]

- ・地域の人材との連携を図るとともに地域の施設を活用するなどして、放課後児童が安心安全に過ごせる機会の創出に努めます。

2 放課後児童対策の充実

(1) ◎学童保育室の充実

[学務課]

- ・指定管理者制度の導入による民間活力を活用し、指導内容の質の向上などを図ります。
- ・研修などをとおして、支援員等の資質の向上に取り組むとともに、小学校などと連携し情報交換を密にして学童保育室の運営を充実します。
- ・入室児童数の増大などに対応するため、富士見小第一学童保育室の整備拡充を図ります。

V 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

1 生涯学習活動の支援体制の充実

(1) 生涯学習の情報提供・相談体制の充実

[社会教育課]

- ・紙媒体やインターネット、ケーブルテレビ等のICTなどの各種の情報媒体を効果的に活用し、生涯学習活動への参加に向けた情報提供の充実を図ります。
- ・市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」を活用し、情報の発信と交流の促進を図ります。
- ・社会教育課や公民館などの生涯学習関連施設、生涯学習情報コーナーなどを活用し、生涯学習に関する専門的かつ総合的な相談体制の充実を図ります。
- ・生涯学習に関する様々な相談に対応できる知識や経験などを有する人材の育成に取り組みます。

◇紙媒体を活用した情報提供の充実

◇ICTを活用した情報提供の充実

◇生涯学習団体の情報の提供

◇市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」の活用促進

◇相談機能の充実

◇人材の育成

(2) 生涯学習ネットワークの充実

[社会教育課]

- ・ICTの活用により、生涯学習に関する情報のネットワーク化を促進し、情報交流をとおして生涯学習の活性化に取り組みます。
- ・生涯学習に取り組む団体や個人のネットワークを拡充し、人の交流をとおして生涯学習の裾野を拡大します。
- ・各生涯学習関連が保有する施設の資源や専門性を活かした施設間の連携・協力体制を充実します。

◇情報のネットワーク化の促進

- ◇人のネットワーク化の促進
- ◇生涯学習関連施設間の連携・協力体制の充実

2 生涯学習の機会や場の充実

(1) 生涯学習の機会の充実

[社会教育課]

- ・子供から高齢者まで、また、障害の有無等に関わらず、だれもが生涯学習に取り組める機会づくりを推進します。
- ・学習成果を発表する場の充実を図ります。
- ・生涯学習団体の活性化に向けた支援を行います。
 - ◇学習の機会と場の充実
 - ◇生涯学習ボランティアの活用の促進
 - ◇生涯学習推進組織等の活動の促進
 - ◇公民館利用者の拡大の促進
 - ◇公民館などへの青少年の参加促進
 - ◇まちづくり出前講座の促進

(2) 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・公民館、図書館、博物館など生涯学習関連施設における施設運営の質の向上を図ります。
- ・資料の貸出しや情報提供など、学習支援に向けたサービスの向上を推進します。
 - ◇公民館などの機能やサービスの充実
 - ◇図書館の機能やサービスの充実
 - ◇博物館の機能やサービスの充実
- ・図書館では、図書資料を充実させるとともに、市民が求める情報や資料などを適時に適切に提供します。
 - ◇レファレンスサービスの充実

(3) 社会教育の充実

[社会教育課]

- ・現代的課題や地域課題の解決に関する取り組みを強化し、社会教育の充実に図ります。
- ・地域に対する理解を深める学習の機会や場を充実します。
- ・地域社会を担う人材の育成と地域活動への参加を促進します。
 - ◇現代的課題等に関する学習機会の充実
 - ◇職員の資質の向上

(4) ◎生涯学習関連施設の改修・更新などの推進

[社会教育課・公民館]

- ・生涯学習関連施設の建物や設備の改修や更新を計画的に進めます。
 - ◇入曽公民館更新事業の実施（市民部で実施）
 - ◇富士見集会所改修整備事業の実施
 - ◇富士見集会所耐震補強工事の実施

(5) 人権教育と平和教育の充実

[社会教育課]

- ・市民の人権に対する正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育を充実します。

- ・市民の平和についての理解の促進に向けて、平和学習の機会を充実します。
- ◇人権教育研修会などの開催
- ◇公民館の人権教育事業の推進
- ◇富士見集会所の人権教育事業の推進
- ◇人権教育学級の開催
- ◇平和事業の開催

(6) 家庭や地域の教育力の向上

[社会教育課]

- ・学校や生涯学習関連施設等において、家庭の教育力の向上に取り組みます。
- ・市民活動団体と連携して、地域の教育力の向上に取り組みます。
- ◇家庭教育に関する講座等の開催による家庭の教育力の向上
- ◇地域子ども教室や子ども会育成会連絡協議会などの活動による地域の教育力の向上

(7) 芸術・伝統文化活動の推進

[社会教育課・公民館]

- ・芸術・伝統文化活動の成果を発表する場を充実します。
- ◇市民の文化活動の促進
- ◇文化活動の発表の場の充実

(8) 文化財等の保存・継承と活用の促進

[社会教育課]

- ・県・市指定文化財を永続的に保存管理するとともに、郷土の歴史と文化を伝える、重要な文化財の効果的な保存に向けて調査研究を行います。
- ・発掘した埋蔵文化財を整理保存するとともに、市民への公開を進めます。
- ・民俗芸能の保存・継承に取り組む団体への補助金の交付をとおして、各団体の活動を支援します。
- ・指定文化財の公開、文化財に関する講座等の開催を進めます。
- ・新指定文化財2件の周知と活用を進めます。

(9) 大学などとの連携による学習機会の充実

[社会教育課]

- ・大学などと連携して、市民の生涯学習への参加機会や学習内容を充実します。
- ◇大学との連携 子ども大学、公開講座の実施
- ◇企業と連携した講座等の実施

3 生涯学習の成果の活用

(1) ◎学校支援ボランティアセンターの拡充

[社会教育課]

- ・学校支援ボランティアの登録を促進するとともに、小・中学校と連携して、ボランティアの活動の場の拡充に取り組みます
- ◇狭山市学校支援ボランティアセンターの充実
- ◇学校教育との連携

(2) ◎学校応援団活動の充実

[社会教育課]

- ・各小・中学校や地域の特色を活かして、学校応援団の活動の場の拡充に取り組みます。

- ・公民館、図書館、博物館などで学んだ成果を、学校支援活動につなげます。
- ・学校支援ボランティア、学校応援団、地域子ども教室、子ども会育成会連絡協議会など、地域における子供や学校に関わる様々な活動主体と学校との連携・協働を支える体制（地域学校協働本部）づくりを進めます。

◇学校応援団活動の充実

◇学校教育との連携

◇学校と家庭・地域の連携体制の構築

(3) 市民活動との連携の促進

[社会教育課]

- ・市民活動団体や地区センターと連携して、生涯学習の成果を市民活動や地区センター事業のなかで活かします。
- ・生涯学習ボランティア制度について、制度の周知と活用の促進を図ります。

VI 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

1 市民のスポーツ活動の促進

(1) ◎誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及

[スポーツ振興課]

- ・市民のライフスタイルやニーズに応じて、スポーツ教室や行事を開催し、様々なスポーツに接する機会を提供します。

◇17種目17教室

◇5種目6事業

- ・ニュースポーツの普及を図るため、スポーツ推進委員と連携してニュースポーツ教室を開催します。

◇地域の体育祭など、活動を支援

- ・狭山市レクリエーション協会への補助金の交付をとおして、市民のレクリエーション活動の促進を図ります。

- ・総合型地域スポーツクラブの普及に向けて、市民への啓発に取り組みます。

(2) 子供のスポーツの振興と学校体育の充実

[スポーツ振興課]

- ・子供の運動機能を拡大するため、親子でできるスポーツ教室やイベントを開催します。

◇地域やスポーツ推進委員と連携した地域でのスポーツ活動の促進

◇地域子ども教室などと連携した子供のスポーツ活動の促進

- ・学校における体育活動や部活動の充実を図ります。

(3) 情報提供の充実とスポーツ活動の支援

[スポーツ振興課]

- ・市民のスポーツへの関心を高めるため、市内をホームタウンとするトップチームの大会等の情報提供をはかり、市民が一体となって応援できる環境づくりに取り組みます。

- ・スポーツ推進委員やスポーツボランティア制度を周知し、活動の活性化を図ります。

◇埼玉県スポーツ推進委員協議会主催の研修会への参加の促進

◇入間地区スポーツ推進委員連絡協議会主催の研修会への参加の促進

2 競技スポーツの振興

(1) ◎スポーツ団体の活動の促進

[スポーツ振興課]

- ・狭山市体育協会、狭山市スポーツ少年団などのスポーツ関係団体への補助金の交付をとおして、各種スポーツ団体の活動を支援します。
- ・各種団体が主催するスポーツ大会に、会場の確保やスポーツボランティアの派遣などの支援を行います。
- ・トップアスリートによる実技指導などをとおして、市民が一流のスポーツ技術に接する機会を拡充します。

◇埼玉西武ライオンズや日本体育大学との連携協定などを活用し、トップアスリート等を招いた教室や講演会等の開催

(2) 青少年の競技スポーツの普及

[スポーツ振興課]

- ・青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者を確保します。
- ・スポーツ団体と協力・連携しながら、多様な種目やレベルなど、ニーズに応じて指導できる指導者の育成を図るとともに、研修会等を実施し、資質の向上を図ります。

3 スポーツ施設の充実

(1) ◎スポーツ施設の有効利用

[スポーツ振興課]

- ・身近なところでスポーツを親しむことができるように、既存の公共スポーツ施設の有効利用を促進します。
- ・小・中学校の体育館の開放に、引き続き取り組みます。
- ・企業や大学、高等学校が所有するスポーツ施設の市民への開放をさらに働きかけます。

◇市民総合体育館の指定管理者制度導入の更新

(2) スポーツ施設の整備

[スポーツ振興課]

- ・将来的なニーズを踏まえながら、既存スポーツ施設の計画的な更新・改修に努めます。
- ・武道館の整備を推進します。